

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」編集等業務委託

2 契約の相手方

株式会社シカトキノコ

3 随意契約理由

本業務は、行政側では持っていないデザイン能力等を補い、区民が区に愛着を持つような魅力あふれるスタイリッシュな広報紙を作る必要がある。その性質上専門性は非常に高く、目的を達成するためには、民間事業者の持つ能力や経験が重要であり、競争入札に適さないため、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、審査の結果、株式会社シカトキノコを選定した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特名随意契約を締結する。(契約事務審査会審議日 令和4年12月1日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉サポート事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、「大阪市地域福祉基本計画」に基づき取組を実施することとしており、この取組の実施に際しては、区内全域において地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るなど、区役所と地域との中間支援機能を有するとともに、各地域における福祉課題の把握や地域資源との連携・協働が可能な能力を有し、かつ公益性や公平性・公正性が担保されている必要がある。

大阪市では、地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るために「地域ネットワーク委員会」を設置し地域の実情に応じ取り組んできた。平成24年度末の「地域ネットワーク委員会」の事務局である「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」廃止以降、各地域における福祉課題の把握や、地域資源と連携・協働しながら、その活動を引継ぎ単独で担っているのが「地域社協」であり、東住吉区における14の地域社協をとりまとめているのが「東住吉区社会福祉協議会」である。

こうしたことから、地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図りながら公益性や公平性・公正性を担保し、事業を実施できる事業者は「社会福祉法109条」に基づいて設立された「東住吉区社会福祉協議会」のみである。

以上のことにより、確実な業務遂行が見込め、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、「大阪市随意契約ガイドライン」内の「物品・業務委託」に掲げる理由G2に該当するため、東住吉区社会福祉協議会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東住吉会館管理運営業務

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

大阪市及び一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、令和2年12月21日付けで締結した大阪市立東住吉会館管理業務基本協定書に基づき、令和5年度における大阪市立東住吉会館の指定管理運営、業務代行料等について年度協定を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、民間事業者によるノウハウを活用することで一層の効果の向上が期待できるため公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、審査により一般財団法人 大阪市コミュニティ協会を選定した。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、公募型プロポーザル方式を採用した特名随意契約により締結する。(契約事務審査会審議日：令和 4 年 1 2 月 1 日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区区民企画課 (電話番号 06-4399-9743)

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区民間事業者を活用した小学3、4年生対象の課外学習会（学習塾なでしこ）
にかかる業務委託

2 契約の相手方

株式会社イング

3 随意契約理由

本業務は、小学生を対象に、民間事業者の持つノウハウなどを活用した放課後における課外学習会を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注者を決定することとしたものであり（令和5年1月30日開催の契約事務審査会において審議済）、令和5年3月23日に開催した選定会議において、最も優れた提案を行った株式会社イングを受注者として選定したことから、株式会社イングを本業務委託の契約相手方とし、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9922）

随意契約理由書

1 案件名称

青少年健全育成事業用「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）」事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社イング

3 随意契約理由

本業務は、東住吉区内の大阪市立中学校に在籍する中学2年生及び3年生を対象に、高校等への進学を意識し、標準的問題を解く力を確実に定着させるとともに、難易度の高い問題へチャレンジする意欲を身につけ、発展的問題を解く力を育成することを目的とした学習指導を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注者を決定することとしたものであり、令和5年6月28日に開催した選定会議において、最も優れた提案を行った株式会社イングを受注者として選定したことから、株式会社イングを本業務委託の契約相手方とし、特名随意契約を締結する。（契約事務審査会審議日 令和5年5月1日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9908）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度人権講演会及び人権啓発イベントにかかる業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人イー・ビーイング

3 随意契約理由

本業務は、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、民間事業者の持つ能力や経験が重要であり、競争入札に適さないため、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、9月11日に開催した選定会議において特定非営利活動法人イー・ビーイングを選定した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式を採用した特名随意契約により締結する。(令和5年6月23日開催の契約事務審査会において審議済)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課 (電話番号 06-4399-9908)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東住吉区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

株式会社パソナ

3 随意契約理由

本業務を実施するためには、高度な専門的知識と必要なノウハウ等を有し、優秀な実績をもつ事業者を選定する必要があるため、競争入札に適しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公募型プロポーザルを行い、受注者を決定することとした。（令和5年6月23日開催の契約事務審査会で審議済み。）令和5年7月27日に開催された「区役所住民情報業務等委託事業者選定会議」により選定された株式会社パソナと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区窓口サービス課（電話番号 06-4399-9963）